

土門 剛

土門 剛 どもん たけし

【プロフィール】

1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。農業や農協問題について規制緩和と国際化の視点からの論文を多数執筆している。主な著書に、『農協が倒産する日』（東洋経済新報社）、『穀物メジャー』（共著/家の光協会）、『東京をどうする、日本をどうする』（通産省八幡和男氏と共著/講談社）、『新食糧法で日本のお米はこう変わる』（東洋経済新報社）などがある。大阪府米穀小売商業組合、「明日の米穀店を考える研究会」各委員を歴任。会員制のFAX情報誌も発行している。



山田大臣VS東国原知事、 どっちが正しいの？

宮崎・口蹄疫問題。最後まで殺処分に抵抗していた種牛農家が、農水省の説得によりやく応じて終息に向けて動き始めたようだ。その殺処分問題をめぐり山田正彦農水大臣と東国原英夫知事が対立した。種牛農家の意向を汲んで殺処分回避を陳情する東国原知事に、山田大臣が翻意を促すという図式だった。

双方の言い分を整理してみよう。山田大臣が、東国原知事を7月13日に農水省に呼んで、殺処分するよう最後通告を申し渡そうとした。その

時のことについて、山田大臣は、16日の記者会見でこう説明している。

「まあ、東国原知事が記者会見で話されたと思うけれど、私も驚いたのですが、リングワクチン接種した、その範囲内の地域で残された6頭については、前々から、私がまだ宮崎にいる頃から問題になっていて、なかなか薦田さんも、そう簡単にやっていただけないだろうというお話がありましたので、いわゆる特措法を作っていたのだといういきさつもあつたわけです。で、知事さんも、そのことは良くご承知で、何とか、しっかりそこをやらないと、国際獣疫事務局（以下、OIE）、リング

口蹄疫で「特例認める」と 山田大臣に、東国原知事が舌攻撃

ワクチンの接種区域内だから、なかなか清浄国として認めてもらえない、そういうこともあるし、ちゃんとやって欲しいと、重ね重ね申し上げてきたことなのですが、今日、知事さんにも言ったのですが、今日、本場に、現場というか、殺処分の現場は、家族同様にきた繁殖牛等々、そのまま殺処分せざるを得ない、そういう非常に悲惨な、大きな犠牲を払ってきたので、そういう特別な例外を、単にかわいそうだからということで認めるわけにはいかない。また、より強い、伝搬力の強い、本当に空気感染するような口蹄疫が近々に起きてこないとも限らない。そうした時に、本当にリングワクチンをもう一回打たなくてはいけないような事態が生じた時、『じゃあ、私はワクチンを打たない』、『救済してもらおう』、『PCRの検査をして陰性だったら、それでいいのだ』ということが出てきたら、まさにそういう意味で、危機管理、国の国家的な危機管理なので、今回の場合、それができなくなってしまう。そのこと

を、今日、何度も強調して、ここは畜産県、宮崎県としては、将来の畜産のためにも、このリングワクチンというものを、きちんと守っていただきたい。実際に、殺処分しなさいという勧告をしたわけですから、本来、法的に言ったら、勧告に基づいて、勧告どおり行わないのだったら、県が殺処分しなければいけない、それをしないというのは、おかしいではないですか、という話を、今日、懇々とさせていただきました。しかしながら、知事としては、『勧告は勧告で、殺処分は別だ』という言い方していますが、これは、私も前に話したとおり、勧告を、殺処分を勧告するということは、しなければ殺処分しますよ、ということなので、そのとおりやらないということは違法な状態だと。従って、これは、いわゆる地方自治法による、245条の7によっても、いわゆる是正勧告、違法な、あるいは適正ではない都道府県の知事の行為だから、それをきちんと殺処分しなさいという指示を、改めて、私の方から、今日出

させていた、そういうところ
です。それに従わない場合は、代執行、地方自治法に基づく代執行を検討して、やらなくてはならない。特
措法に基づく執行については、県が
地域指定をしているわけで、国がま
た改めて地域指定するということ
は、ちょっと、いろいろ手続的に
難しい面がありそうなので、そうい
う意味では、更に検討はさせていた
だきますが、地方自治法に基づく、
いわゆる代執行ということも、今、
検討を始めて、そして、それによっ
て、国としては、きちんとして、本
当に清浄国として、胸を張って、も
う一回再開できるようにしたいと考
えております。もう危険が終わった
かのようなことを、危機が去ったか
のようなことを、知事さん、錯覚し
ておられるようですが、まだまだ、
今、糞尿処理が終わったわけではあ
りませんので、今、シートを被せた
だけです。これから42日間待っ
て、その後、これを発酵させて、掘
り起こして、熱を出させて、そして、
消毒、滅菌というか、ウイルスを根
治させなくてはならない。その時に
飛び出す恐れだって、その以前にも
飛び出す恐れは、十分あるわけです
が、まだ、あの地域にウイルスが蔓
延していますから。そういう意味で、
まだまだ気を抜いてはいけない、大

事な時期だと思っておりますが、い
ゆる危機管理意識、当初、私が副大
臣時代に宮崎県に行った時にも、既
にそうでしたが、知事さんは、『交
通渋滞があるから、一般車両の消毒
はやらない』とか、非常に、消毒そ
のものも、いいかげんでしたし、そ
の時も、私もやかましく知事さんに
申し上げたのですが、今回も、やっ
ぱり、きちんとやはり対応していた
だかないと、これから先、また、い
つ何時、もう一回、口蹄疫が、韓国
でも1月にA型があつて、3月にO
型が蔓延するという事態がありまし
たし、やっぱり、いつ何時、どうや
って出てくるか分からない状況が、
依然として変わらないと思つてます
し、ウイルスそのものは絶えず進化
していくので、より強いウイルスが、
伝搬力の強い、それがいつ入って
くるか分からない。そういう時の危機
管理体制、これから先を考えても、
国としては、きちんとした対応をし
ておかないといけないと、そう考え
て、今日、知事さんに強くそのこと
を申し上げておきました。事前にも、
昨日、官邸ともよく相談して、官邸
からも、山田さんから、口頭でも、
もう一回知事さんと呼んで、話しても
らえないかという話もありましたの
で、そうさせていたただいたところ
です。私からは以上です」

その時のシーンはテレビでも報じ
ていた。テーブルをはさんで右側に
山田大臣、左側に東国原知事が相対
峙し、のつけから険悪な雰囲気はプ
ラウン管（いまは液晶ディスプレイ
と呼びますが）を通じてお茶の間に
伝わってきた。東国原知事が殺処分
の回避を求めた嘆願書を山田大臣に
手渡そうとしたら、「そこへ置いて」
と山田大臣がつかない返事をしてい
た。テーブルの上のことだった。

家畜伝染病の防疫対策は、初動、 徹底で叩き潰すことが基本

このあしらいによほど頭にきたの
か、東国原知事は、自身のブログ「そ
のまんま日記」に、「そこで、県内
から集められた嘆願書を手渡そうと
したが、椅子にふんぞり返ったまま
『そこに置いて』と言われた。よっ
ほど投げ付けてやろうかと思つた
が、県民の皆様の民意を投げ付けた
ら失礼だと思い、ぐっと堪えた。因
みに、その嘆願書の中には、地元民
主党国会議員の連名による6頭救済
の要請書も入っていた。僕は、これ
まで様々な大臣や副大臣等に要望書
や嘆願書を持参したが、受取ろうと
もせず、『そこに置いて』と言われた
のは初めてであった。こういう方を
信用・信頼しろという方が無理であ
る」と書いておられる。

しかし、そんな知事の批判は枝葉
末節の話で、本質論議を考えてみた
いと思う。その前に、山田大臣のコ
メントの中で口にした「リングワク
チン」のことを説明しておく。例の
ワクチン接種のことだ。口蹄疫の蔓
延を防ぐため、疑似患者が出た周辺
の地域のすべての牛や豚や羊など鯨
偶蹄目の家畜にワクチンを打って予
防することを指す。

さて、この問題を考える際のポイ
ント、法律などのルールがどうなっ
ているか、これを考えるべきだ。家畜伝
染病予防法第3条の2が参考となる。
(特定家畜伝染病防疫指針)

第3条の2 農林水産大臣は、家
畜伝染病のうち、特に総合的に発生
の予防及びまん延の防止のための措
置を講ずる必要があるものとして農
林水産省令で定めるものについて、
検査、消毒、家畜等の移動の制限そ
の他当該家畜伝染病に依じて必要と
なる措置を総合的に実施するための
指針（以下この条において「特定家
畜伝染病防疫指針」という。）を作
成し、公表するものとする。

都道府県知事及び市町村長は、特
定家畜伝染病防疫指針に基づき、こ
の法律の規定による家畜伝染病の発
生の予防及びまん延の防止のための
措置を講ずるものとする。

さらに口蹄疫は、OIEリスト疾

病に指定されている。それも最も重要な家畜の伝染病（リストA疾病）と位置づけられている。口蹄疫発生国では貿易に一部制限がかかるため、和牛などの輸出ができなくなるのだ。制限解除には、OIEに家畜の移動制限解除後3カ月をめどに清浄性を報告し、認められる必要があるが、山田農水大臣は、「6頭がいれば、OIEが認めるとは思えない」とのコメントを7月13日付け産経新聞に述べている。

山田正彦農水大臣が、「県が殺処分しなければ、県に代わって国が殺処分する代執行を検討する」と通告したが、これはこの条項に基づくものとして、代執行そのものは地方自治法による措置だ。結局、東国原知事は、種牛農家を説得して、殺処分に応じることになったが、よほど納得がいかないのか、自身のブログでは知事とは思えぬ発言をされておられる。

「山田大臣が、『あくまでも殺処分ありき』という論理矛盾を押し通し、自分のメンツや意地だけを優先し、『殺処分しなければ、移動制限解除はさせない』と強引・高慢な方針を

士門 辛聞

突っ張られたからである。（別に、国が6頭の抗体検査をし、陰性・安全が確認され

れば、移動制限解除は出来るし、OIEに清浄国申請も出来る。つまり、あの6頭の抗体検査さえしてくれば良かったのだ。場合によっては殺処分はそれからでも良かった。因みに、抗体検査は国にしか出来ない。他に、復興支援・補助金・交付金等を削られ、報復される懸念を感じたから、種牛農家にお願する方針にしたのである（実際、関係者から、報復されるのではないか？という示唆を受けた）。県内で移動制限解除が出来なければ、当然非常事態宣言も解除出来ず、県民の皆様の生活や地域経済に大打撃となる。今でも大変なのに、これ以上延びたら致命的になる。種牛の6頭を残す利益（公益性）と移動制限解除がされない県全体の不利益（公益性）の総量を考慮し、大変不本意だったが、種牛農家にお願に上がったのだ。そこで、種牛農家に拒絶されたら、恐らく裁判になったであろう。（中略）僕は、血の通わない、体温の感じられない、法律至上主義、画一的、前例踏襲主義、責任回避主義、隠ぺい主義等の行政運営・対応は、改めるべきだと考えている」

東国原知事は相当勘違いされておられるようだ。防疫は時間との争いということと戦争と同じぐらいのリスク管理が求められるのである。そこに私情や感情をはさむと相手との闘いで目的を遂げることはできない。

特例措置に気を取られては 国家の防疫と利益は守れない

これだけ知事を強気にさせたのは、前の赤松広隆農水大臣時代に、県が所有していたスーパー種牛を特例として殺処分を免れることを特例として認めた経緯があったからだろう。東国原知事はその種牛農家が所有する種牛も、その特例扱いにするよう国に求めているようだ。その旨、事務当局経由で山田大臣の意向を確認したところ、「赤松大臣は認めたかも知れないが、今は俺が大臣だ。俺は認めない」と答えた、そのブログに書いてあった。山田大臣の判断はすこぶる正当だと思ふ。その特例措置自体が問題であって、山田大臣はそれを正常な姿に戻したに過ぎないと筆者は評価している。

東国原知事は、特例を認めることが血の通った政治だと仰っておられるが、この局面では決して通用する考え方ではない。政治家は時に全体の利益のために冷徹な判断が求められるのだ。塩野七生さんが、「文芸春秋」7月号に、こんなことを書いておられる。

「（国家は住民共同体。政治家の目標は住民共同体の利益。だが）全員が満足することを目指すと全員が満足しないことになりかねない。政治家はしばしば、あるところで決断を下す必要に迫られる。この場合、なぜこのように決断を下す必要があるのかを、冷徹に論理的に具体例をあげて説明することが求められる。これを説明責任という」

東国原知事のことを決して「ポピュリズムの権化」と酷評するわけではないが、この口蹄疫処理をみると、有効なリスク対策に手を打つというよりも、人気取りをしているような印象さえ受ける。その種牛農家に示そうとした特例を認めていると、およそ統治はできないものだ。

ところで東国原知事のブログに書かれているように、山田大臣の後任として篠原孝副大臣が現地対策本部長に就かれた。その篠原副大臣は、「国は県の種雄牛の例外を認めている。種牛農家の6頭が同じ県所有扱いになれば、例外を認めざるを得ない」「宮崎には、良く協力して頂いた。諸外国では、地元農家の反対で断念したケースが幾つもある」と発言されておられるようである。これが東国原知事の強気を助長したとすれば、まことに残念なことである。

もしこれが事実だとしたら、天真爛漫な篠原副大臣が戸別所得補償などで一騒動を起こしそうな予感がする。